

令和7年10月よりつながり相談の窓口は  
釧路市地域包括支援センターに変更となります



## 釧路市在宅医療・介護連携相談支援窓口

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域の医療・介護関係の皆様を対象に、在宅医療や介護に関する疑問や、ご相談をお受けしたり、医療機関や介護事業所へ情報提供を行います。お気軽にご相談下さい。

### ○相談対象の方

医療機関、訪問看護ステーション、  
居宅介護支援事業所などの介護サービス事業所の方

介護支援専門員その他、  
介護施設の職員など、  
どのような方でも  
相談できます

### ○対応可能な相談例

ご本人は病識がないが、地域の方  
から心配する声が聞かれる方につ  
いて、どのように介入していくと  
よいのだろう？



医療サービスや  
介護サービスについての  
最新の情報を教えて  
ほしい。

その他には、

- ・ 包括ケア病棟の利用対象者や利用方法について教えてほしい
- ・ ショートステイを活用したいが、空きがなく相談したい
- ・ 医療依存度の高い利用者のケアマネジメントについて相談したい
- ・ 認知症の人やその家族等が利用できるサービスを知りたい
- ・ 高齢者福祉について知りたい

など

※対応は個々のケースで異なりますので、実際の支援については相談者と協議を行いながら進めていきます。

### 釧路市在宅医療・介護連携相談支援窓口

|               |               |
|---------------|---------------|
| 西部地域包括支援センター  | 55-2666       |
| 中部北地域包括支援センター | 36-1233       |
| 中部南地域包括支援センター | 24-1102       |
| 東部北地域包括支援センター | 42-0600       |
| 東部南地域包括支援センター | 42-8222       |
| 阿寒地域包括支援センター  | 66-1234       |
| 音別地域包括支援センター  | (01547)9-5252 |



<受付時間> 月～金曜日 9時～17時（土日祝祭日、年末年始を除く）

# Q & A

## Q 1 相談は誰が行ってもよいのですか？

在宅医療と介護の連携推進を目的としていることから、医療・介護等関係者からの在宅医療や介護に関する相談に対応します。

## Q 2 利用者が市外の方でも相談して良いのですか？

基本的には釧路市民に関わる相談に対応します。なお、在宅医療や介護に関する一般的な相談については特段の制限等はありませんのでお気軽にご相談下さい。

## Q 3 相談はどのような方法で行えばいいのですか？

相談支援窓口を設置している各地域包括支援センター（市内7か所）に相談窓口を設置しております。お電話でご連絡いただく他、来所での相談も可能です。

## Q 4 相談料や手数料はかかるのですか？

相談対応に関しては無料となっておりますので、安心してご利用下さい。

## Q 5 事業所に 1 人しか介護支援専門員がいないので、相談できる人が少ないです。

「こんなことでも相談していいのだろうか」、と迷う場合でも、まずはお気軽にご相談ください。